# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	児童福祉法による障害児通所給付費等の支給に関する 事務及び障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供 に関する事務 基礎項目評価

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、児童福祉法による障害児通所給付費等の支給に関する事務及び障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権限利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

### 評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

#### 公表日

令和3年3月31日

[平成31年1月 様式2]

#### 88 /<del>\*</del> /\* +0

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務						
①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費の支給に関する事務及び障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供に関する事務						
	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児通所給付費等の支給に関する事務及び障害 児通所支援又は障害福祉サービスの提供に関する事務を行っている。						
②事務の概要	児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。						
	(1)障害児通所給付費等の支給決定 (2)支給決定の更新及び変更 (3)支給認定の更新及び変更 (4)やむを得ない事由による障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供						
③システムの名称	でである。						
2. 特定個人情報ファイ							
	クロード ウェステム・中間サーバシステム						
3. 個人番号の利用	日光インハノム・下向・ソー・ハンハノム						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1 第8項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年省令第5号)第8条						
4. 情報提供ネットワーク	クシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> ( 実施する ) ( ) 実施する ) ( ) 実施しない ( ) ( ) 未定						
(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第16項、第56の2項、第116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という 第12条、第30条							
	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第10項、第11項、第12項 ・別表第2主務省令第7号 第9条、第10条						
5. 評価実施機関におけ	する担当部署						
①部署	保健福祉課						
②所属長の役職名	保健福祉課長						
6. 他の評価実施機関							
なし							
7. 特定個人情報の開え	示・訂正・利用停止請求						
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 O22-767-2111						

保健福祉課 宮城県宮城郡利府町青葉台一丁目32番地 O22-356-1334

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未满 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和3年3月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 話書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記					
載されている。								
2. 特定個人情報の入手	=(情報提供ネットワーク	システムを	通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用	1							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイ	ルの取扱いの委託		[ ]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・	移転(委託や情報提供ネッ	<b>・トワークシス</b>	テムを通じた提供を除 [ C]提供・移転しない					
へ。) 不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワーク	フシステムとの接続							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管	▼ 消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[ <b>C</b> ] 自己点検	[ ]	内部監査 [ ] 外部監査					
9. 従業者に対する教育	- 啓発							
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 2) 十分に行っていない					

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利	作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパス ワードにより操作者と操作する権限を限定、追	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	セキュリティ強靭化対策による 追加
平成29年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名 称	障害者自立支援システム・団体内結合宛名管 理システム・中間サーバシステム	障害者総合支援システム・統合宛名システム・ 中間サーバシステム	事後	基幹系システム更新
平成30年7月13日	5. 評価実施期間における担 当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長 菅井 百合子	保健福祉課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳリスク対策	なし	新規追加	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	